

令和7年第6回（6月）かほく市農業委員会総会会議録

日 時 令和7年6月26日（木）午後1時30分

場 所 かほく市役所 西フロア3階 302会議室

開 会	事務局長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和7年第6回（6月）農業委員会総会を開会致したいと思います。</p> <p>種本会長のご挨拶をお願い致します。</p>
会長挨拶	会 長	<p>皆さんお疲れ様です。1か月ぶりでございます。午前中は凄い雨でしたがお昼から晴れまして良かったなと思います。午前中はハウスの中でイチジクの苗をコンテナに植え替えする作業をしております。雨が降った日は、ハウスでの作業が多くなります。石川かほくの農業につきまして、今の状況について、稲作では水切り、中干しがかなりの部分で皆さん方は進んでいるだろうと思います。先程お聞きますと、田植えが終わったばかりの方もおいでますので溝切にはほど遠いような状況の方もおいでます。また、新聞ではスイカが初出荷したという記事を拝見しました。ブドウについても7月2日にデラウエアが初出荷するとお聞きしましたので、かほくの一番中心になる作物の出荷時期が来たと思っております。特にスイカについて、これまで耕作者が減少している状況が続いていましたが、聞くところによりますと2件の農家がスイカで拡大を始めたということもお聞きしましたので、良かったなと思っております。まだまだ以前のとおりにはないと思いますが、継続して力を入れていただければなと思っております。また、昨日農協の方で仲卸をしている方と意見交換させていただきました。本当に米がないという状況で、彼らも必死で何とか安定したやり方を模索しております。今後も意見交換させて欲しいということでございました。テレビとうでは毎日のようにコメの価格が中々下がらないと言われております。備蓄米も出ましたが、価格の下がり方についても銘柄等で非常に難しい問題が多くあると思っております。ただ、もう9月になりますと8月終わりから新米が出てくる状況です。そういう中で農協も概算金はこれからになると思いますが、価格が決定しないと非常にややこしい価格問題があるかなと思っております。生産者の立場からは、何とか経営の安定には早めに経営価格水準を明確にした中でやるというのが非常に農家の安心に繋がっていくと思っておりますので、今後さらに注視して皆様方も見ていただければと思っております。</p> <p>早速ですが、只今より第6回の総会を始めたいと思います。</p>

<p>欠席委員確認 議事録署名委員の指名</p>	<p>会 長</p>	<p>本日の欠席委員は大田職務代理、今本委員、高橋委員の3名であります。 それでは、議案審議の前に議事録署名委員の指名を行います。 署名委員に 4番 松本委員、 5番 前多委員 をお願いいたします。 次回、総会開催日に署名・捺印をお願い致します。 本日、現地調査にあたられました、 4番 松本委員 5番 前多委員 には、各案件の審議時にご説明をいただきますので、よろしくお願い致します。</p>
<p>議案 23 号 農地法第 3 条 許可申請</p>	<p>会 長 事務局 会 長 当番委員 会 長</p>	<p>それでは「議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。</p> <p>【議案第 23 号 整理番号 1 番から 3 番について朗読説明】 整理番号 1 番については、ご兄弟間での贈与になります。 整理番号 2 番については、自宅近くの畑を譲りうけ耕作されます次に整理番号 3 番については、親子間での贈与になります。 許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 3 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」のとおりでありまして、農地法第 3 条に係る許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。 これで、議案第 23 号の説明を終わります。</p> <p>事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。</p> <p>前多委員 現地調査 本日、10 時 30 分より松本委員・事務局と現地調査してきました。 ・整理番号 1 番 現地を視てきましたところ兄弟での贈与になり、自宅裏の畑になります。周りに影響を与えるものもないし問題はないと思います。 ・整理番号 2 番 畑は住宅よりちょっと下がったところで、赤道を通り畑に行くようなところでした。耕作機械はありますが入れるときは苦勞しそうですが耕作するには問題はありません。 ・整理番号 3 番 道路沿いですが、細長くなっているところでした斜面のようなところでしたが耕作は出来ます。</p> <p>この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。</p>

<p>議案 23 号 農地法第 3 条 許可申請</p>	<p>地区担当委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整理番号 1 番 今本委員欠席につき事務局より 今本委員さんからは、特に問題ないということです。 ・ 整理番号 2 番 油野委員 事務局の方から資料が送付され現地を調査してきました。畑を相続されましたが、特に耕作されていない状況でした。現地調査の前多委員が言われましたように、赤道より出入りして耕作されていたようです。譲受人は、耕作機械もありますし、周りの隣地には畑をやっているところもありますが、その畑には影響を与えるものではなく問題はないかなと思います。 ・ 整理番号 3 番 長原委員 先程事務局から報告がありましたとおり、親子間の譲渡であります。現地に見ましたら耕作はしておりませんが、草を刈って管理しております。いつでも仕事ができるような状況だと思います。傾斜地でありますけれども、耕作できない状況ではありませんので、特に問題はないかと思えます。
<p>議案第 24 号 農地法第 4 条 許可申請</p>	<p>会 長 会 長 会 長 事 務 局</p>	<p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>全員の挙手により、「議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」は原案のとおり許可決定致します。</p> <p>続きまして、「議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。</p> <p>【議案第 24 号 整理番号 1 番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。 申請土地については、「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」との理由により、第 1 種農地と判断できますが、不許可の例外により、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断できます。 個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。 以上で、議案第 24 号の説明を終わります。</p>

<p>議案第 24 号 農地法第 4 条 許可申請</p>	<p>会 長 当番委員</p>	<p>事務局から説明がありました。この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。</p> <p>前多委員 現地調査 ・整理番号 1 番 畑の前に納屋があり、周りは土留めがしてあり、裏の田では支障はないと思います。</p>
<p>議案第 25 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>会 長 地区担当委員 会 長 会 長 会 長 会 長 事 務 局</p>	<p>この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。</p> <p>・整理番号 1 番 末廣委員 申請地について道路沿いでありまして、隣には比較的新しい住宅も建っていて、申請本人の家が道挟み向かいということもありまして、問題ないと思いました。</p> <p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>全員の挙手により「議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。</p> <p>続きまして、「議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。</p> <p>【議案第 25 号 整理番号 1 番から 8 番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。 整理番号 1 番と整理番号 7 番については、「水道管、下水道管が埋設されている幅員 4 m 以上の公衆用道路の沿道であり、500m 以内に 2 つ以上の公共施設が存在する」農地との理由により第 3 種農地と判断できます。 また、整理番号 2 番から 6 番と 8 番については、「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地との理由によりそれぞれ第 3 種農地と判断できます。 個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。 以上で、議案第 25 号の説明を終わります</p>

<p>議案第 25 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>会 長</p>	<p>事務局から説明がありました。この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。</p>
	<p>当番委員</p>	<p>前多委員 現地調査 ・整理番号 1 番 旧県道沿いで昔瓦職場があったところ。草刈りがされて綺麗になっていました。隣接地には住宅があり問題はありません。 松本委員 現地調査 ・整理番号 2 番 資材置き場用地ですが、申請地の手前には資材等が少しありましたが周りに住宅があり、計画者の住宅横ですので問題ないと思います。</p>
	<p>当番委員</p>	<p>・整理番号 3 番 宅地造成用地として、申請が出ていますが、周りに住宅があり問題はないと思います。 ・整理番号 4 番 2 区画の宅地造成用地としての計画とのことです。周りに住宅も建っており問題ありませんでした。 ・整理番号 5 番 こちら宅地造成用地としての計画です。4 区画の宅地造成用地ですが、住宅もあり問題はありません。 ・整理番号 6 番 自己住宅用地ですが、娘さん夫婦の住宅であり周りにも住宅があり特に問題はありません。 ・整理番号 7 番 震災により住宅を建て直したいとのことです。周辺には住宅が点在しており、問題ありませんでした。 ・整理番号 8 番 工場建設用地造成ですが、駐車場の所と奥の空家も買取り、畑の一部も含めての計画であります。周辺へ与える影響はないとみてきました。問題ありませんでした。</p>
	<p>会 長</p>	<p>この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。</p>
	<p>地区担当委員</p>	<p>・整理番号 1 番 前多委員 現地調査で報告のため割愛 ・整理番号 2 番 竹田委員 申請地は、申請者の自宅裏みたいなところ。住宅街で資材置き場としては特に問題はないと思います。ただ、位置図見てのとおり、全く入口がないところですが、確認したところ隣接地の細い土地も一緒に借りて使用するという事でした。問題はありません。</p>

<p>議案第 25 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>地区担当委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 3 番 今本委員欠席により事務局より報告 今本委員さんから、特に問題ないと聞いております。 ・整理番号 4 番 油野委員 この土地については、宅地造成された区域の中の畑地であり、数年来耕作されていないようなところでした。特に周辺への農地に与える影響もなく、問題はないと思います。 ・整理番号 5 番 油野委員 公民館に続く道路に沿った農地であります。周辺は家が連担しておりまして、他の農地に影響を与えることもなく問題はないかと思ひます。 ・整理番号 6 番 油野委員 現地には業者が入り作業しておりましたが、住宅が連帯しており、農地がない状況です、問題はありません。 ・整理番号 7 番 油野委員 地震関係で土地を求めたということですが、事前に現地確認しましたところ、畑ではなく原野でした。ここは農振地域の中の一角なので、おそらく申請地は白地ではないかと思ひます。他の畑に影響を与えるものではないし、問題はないかなと思ひます。 ・整理番号 8 番 村井委員 6月初旬に連絡がありまして、現地も見てきました。この周りは、もうすでに昨年に転用し駐車場になっておりますが、その延長線上であります。周りは私の畑もありますが、耕作はされておらず周りに全く影響はないのかなというところですが、一部赤道が通っていますが、その部分についても、付替えをするという説明を受けています。特に周りに与える影響はないと判断し、問題はないと思ひます。
	<p>会 長</p>	<p>この 6 番ですが、工事業者がいるということですが、これは事前に連絡等が入ってますか。</p>
	<p>事務局長</p>	<p>木を伐根しているような状況であれば、事務局としては畑の形状を変えない状態であれば、伐根とかは可能なんじゃないかなとは思ひます。</p>
	<p>松本委員</p>	<p>現地調査では畑の状態でした。</p>
	<p>会 長</p>	<p>まだ次の段階ではないということによかったですね。</p>
	<p>会 長</p>	<p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>



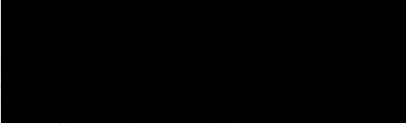
議案第 25 号 農地法第 5 条 許可申請	会 長	全員の挙手により「議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。
議案第 26 号 農用地利用集積等促進計画 案について (権利者変更)	会 長 事務局長	続きます、「議案第 26 号 農用地利用集積等促進計画案について (権利者変更)」を議題とし事務局の説明を求めます。 【議案第 26 号 整理番号 1 番について説明】 耕作者の変更については親子関係になります。 以上で、議案第 26 号の説明を終わります。
	会 長	事務局から説明がありましたが、この件についてご意見等がありましたらご発言ください。無いようでしたら採決に入ります。 議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会 長	全員の挙手により「議案第 26 号 農用地利用集積等促進計画案について (権利者変更)」は原案のとおり承認致します。
報 告	会 長	次に報告案件がございます。事務局の説明をお願いします。
報告第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規 定による通知 (合意解約)	事 務 局	【報告第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (合意解約)】 朗読説明 整理番号 1 番から 3 番については、令和 7 年 4 月総会の議案第 20 号で設定した一部になります。耕作目的の解約となり、農地中間管理機構をとおしての手続きとなり、ご報告が遅くなりました。 整理番号 4 番については、公共工事より解約となっております。
報告第 7 号 農地法第 3 条 の 3 第 1 項の 規定による届 出	事 務 局	【報告第 7 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について】 朗読説明 報告案件は以上です。
	会 長	以上で、第 6 回の議案審議については全て終了しました。

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	会 長	次に、「いしかわ農業委員活動1.1.1 運動」についてですが、 今月は農業委員 11 番、12 番、B グループの方からご報告をお願いします。
	当番委員	11 番 大田委員 欠席 12 番 村井委員 特に相談等はございませんでした。金津地区ですが、今年農業生産法人を立ち上げまして、今年の面積 5ha 程であります。たまたま今年米の価格が高そうなので何とかいけるかなと思っております。ですが、個人経営から法人経営になると色々と調整が難しいと実感しております。個人で作業する場合なら簡単にさっとできて、法人になると皆さんに声を掛けてお願いをすることが増え、同じ方ばかりにお願いすると色々とややこしいこともありましたが、一生懸命やっているところでございます。何とか5月の連休には、5haの田植えは終わりました。順調に生育しているところです。ただ、今年若干ガス湧きが発生しまして、当初の植えた苗は順調でしたが、5月の終わり頃にガスの影響で少し生育が止まっていた状況です。中干しに入って、水を抜き始めると順調に株もしっかりとできてきました。今の状況となります。
	会 長	全部で金津のやつの面積どれだけですか
	村井委員	圃場整備の面積が45haで、そのうち3集落で圃場整備をしておりますが、担い手として、個人の方が約20haを作る予定で地域計画の中にも入っております。その残りを将来的には全て営農組合がやるということで、将来的には25ha程になります。そうすると、まだ工事中のところも大分ありまして、その辺がまた来年再来年ぐらいまで完全に工事がかかりそうだとこのところではございます。
会 長	ありがとうございました。最初に少ない方がやり易いと思います。最初から50haするよりは、少しずつ耕作していった方が多分うまくいくのではないかと経験から感じはしております。	
当番委員	B グループ推進委員 吉野委員 これまでも総会時に繰り返し説明をさせて頂いておりましたけれども、気屋地区のほ場整備につきましては一昨年、面整備完了し換地処分後の登記が能登半島地震の影響で1年以上遅れた形で、現在もまだ登記完了という形にはなっておりません。おそらく7月末には登記できるのではないかなあと思っておりますが、これがずれ込みますと中間機構に預けてる地代が登記を基準日ということで	

<p>いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告</p>	<p>当番委員</p>	<p>すので地代の改定がなされないということになる可能性もあるわけなんです。できるだけ、県の方にも要望して7月に法務局を何とか通るような形で進めて欲しいということをお願いしております。もう1つ気屋地区につきましては、中山間地域が一部絡んでおりますので、圃場整備によりこれまで休耕田も含めて、面整備をしたので広く耕作ができるようになりましたがやはり、中山間地域でもありますので獣害被害があります。獣害被害がなくなるように電柵を張っていますが、電柵を張ってもやはり雑草の生育が早いことで、なかなか、除草をするなどイノシシが入らないような対策をしていますが年々、労働に従事している人間も高齢化になっていきますので、何らかの形で今後の対応が必要なのかなと思っております。もう1つは、地目山林のついで、圃場に近い部分については、できるだけ、景観をそがない程度に間伐等をして恒久柵ができれば、獣害対策の一助になるのではないかなと思っております。市の方で獣害対策、恒久柵を含めて何らかの形でご教授いただければと思っております。以上でございます。</p>
	<p>会 長</p>	<p>当地区になりますが、すごい穴開けているところもあり、毎年どんどん増えてくるという状況でもありますので、電柵だけでは限界にきているなと感じております。今後、検討が必要かなと思います。</p>
	<p>事務局長</p>	<p>登記についてですが、今週上がったという報告が私の耳に入りました。登記の日については、遡った日付になっていると聞いてます。今後ですけども、換地精算での事務手続きがありますのでよろしく願いいたします。またイノシシについては防草シートに電気が入ったものを会長と一緒に視察してきましたが、それは効果ありますか。</p>
	<p>会 長</p>	<p>使っていないですね。夏場は除草が大変で使用していません。</p>
	<p>事務局長</p>	<p>末廣委員さんが興味あるようでしたので、気屋地区での効果をお聞きしました。</p>
	<p>会 長</p>	<p>ほ場整備とセットで恒久柵にしたほうがいいと思います。</p>
	<p>村井委員</p>	<p>設置する時は、冬場で草がないときになりますね。</p>
	<p>会 長</p>	<p>本当に真剣に今年は検討をしていないといけない時期かなと思います。毎回どこかの地区でイノシシの話がありますので、一度具体的な対策を検討する必要があると思います。</p>

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	当番委員	<p>瀬戸委員</p> <p>若緑地区は、営農組合がありますが今機能しておりません。お米を作って販売するのは一応しておりますが、営農組合を利用するのは今1件だけです。営農組合自体がもう高齢化していますので、ほとんどうちの法人が耕作し販売しております。そのような状態です。</p>
	会 長	<p>若緑の漆黒米や赤米に近いのは誰が作っているのですか。</p>
	瀬戸委員	<p>私どもの法人が作っています。販売は営農組合です。</p>
	会 長	<p>これからの方向性を考えていく時期ですね。</p>
	当番委員	<p>森委員</p> <p>私個人の話になりますが、今期で私は卒業となります。ありがとうございました。長柄用水や地震の影響についてこれからもよろしくお願いします。</p>
管内情勢	会 長	<p>ありがとうございました。次回は、1番 油野委員、2番 長原委員、来月はCグループの推進委員さんをお願いいたします。</p>
	会 長	<p>続きまして、石川かほく農協専務の村井委員より、河北郡市の農業情勢やかほく市管内の現況や情報について、何か報告がありましたらお話しをお願いいたします。</p>
	村井委員	<p>それでは管内農業情勢といいますか、少しだけお話ししたいと思います。先程種本会長さんの方からも結構お話がありましたが、まずかほく市の特産品の大崎スイカですが、6月22日に初出荷しております。過去、昭和の年代は大崎営農組合7人おりまして、砂丘地それから河北潟含めて約36ha スイカ栽培をしておりましたが高齢化が進み、現在では3名でしておりました。作付面積につきましても、激減しておりましたが、本年から2つの法人が入られ作付けをしております。去年の倍近くの作付面積になりました。スイカというのはいよいよ皆さんご存じの通り暑くなれば売れまして、近年はいよいよ病気等々がなかったことから価格は高値安定という流れになってきております。過去キロ100円あれば生活できるところですが、今は約1キロ200円近くの状況で、スイカは高いものという感覚になっております。ブドウも結構高いですけれども、スイカも全国的に見れば高くなっているということです。すごく安定してきているというのが現状でありまして、期待をしているところでございます。それから、ブドウにつきましては今年2月に雪が降ったというよう</p>

管内情勢	村井委員	<p>なことで、ハウスをかける時期が約 1 週間から 10 日ぐらい遅れたというのが一番の今年の遅れの原因かなということです。当初なら 6 月中にハウスの方は出荷されますが、今年は一応 7 月 2 日の初出荷を予定しています。やはり一週間近く遅れているような状況でございます。面積についても若干微減というような格好です。高松のブドウ生産につきましても後継者問題で、今年も何人か辞められたところがありますが、なかなか新しい農家さんが入ってこないというような現状が続いております。その他、麦につきましても順調に刈り取りが進みライスセンターにほぼ入ってきております。それから米の関係ですけれども、米の関係で令和 6 年産の米ですけれども、最終精算がほぼ決まりました。7 月中旬に皆さんにお支払いする予定ですが、一俵あたり約 1350 円ぐらいですか、になるのかなというような、まだはっきりした計算ができていないのですが、1 月に 3,900 円位の概算精算金を支払いしております。昨年の仮渡金から見ると約 5,200 円から 5,300 円程の追加精算ができたということで、これは今の米の価格・消費者価格が極端に上がったということが農家の方に反映されているというようなことでございます。ただ令和 7 年産の仮渡金の金額ですけれども、他の県、新潟県や福井県、秋田というような恰好で、もうすでに 4 月過ぎには仮渡金を発表している県もございます。概ね、2 万 3000 円とか 2 万 1000 円とかっていう価格が出ていますけれども、それ以降、政府備蓄米の価格が下がらなかったというようなことですが、この様な状況で石川県の全農からの仮渡金は、概ね 8 月上旬にならないと発表できないような状況に変わってきました。当時はもう少し早く出すような予定でしたが動向が読めないことからこのような状況になっております。以上が、管内の情勢ということでお願いします。</p>
その他	<p>会 長</p> <p>会 長</p> <p>事 務 局</p> <p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他について、事務局よりお願いいたします。</p> <p>・懇親会の開催について（案内）</p> <p>次回、7 月の総会は、7 月 25 日（金）午後 3 時 30 分から予定をしております。（議案の数によって変更あるかもしれません。） 場所は、西フロア 3 階 302 会議室となります。 現地調査の当番委員の方は、6 番 高橋委員、7 番 竹田委員です。推進委員の方は、C グループとなります。よろしくお願いいたします。</p> <p>今月（6 月）の委員報酬は、7 月末に振り込む予定です。ご確認をお願い致します。</p>

<p>その他</p> <p>閉 会</p> <p>14時45分～ 石川県農業会 議会長と意見 交換会</p>	<p>事務局長</p> <p>会 長</p> <p>会 長</p>	<p>※7月総会当日は、市役所前はサマーフェスタの準備をしておりますので駐車場に制限があります。来月議案送付時に駐車場所をご案内いたしますのでご注意ください。</p> <p>他に何かございませんか。</p> <p>無いようでしたら令和7年6回（6月）の農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>【 一時休憩 机等整理 】</p> <p>石川県農業会議と意見交換会 【意見交換会】約40分</p> <p>【15時30分終了】</p> <p>議事録署名委員</p> <p>会長 </p> <p>4番 </p> <p>5番 </p>
--	-----------------------------------	--